

平成19年度 第1回 長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成19年(2007年)5月2日(水) 13:30~15:30

2 場 所 長野県庁議会棟 401号会議室

3 内 容 議事

- (1) 長野県環境影響評価技術指針及び技術指針マニュアルの改正(案)について
- (2) その他

4 出席委員(五十音順)

梅 崎 健 夫
大 塚 孝 一
小 澤 秀 明
亀 山 章(委員長)
陸 齊
佐 倉 保 夫
佐 藤 利 幸
塩 田 正 純
富 樫 均
中 村 浩 志
中 村 寛 志

5 欠席委員(五十音順)

片 谷 教 孝
野 見 山 哲 生
花 里 孝 幸(委員長職務代理者)

平成19年6月19日

長野県環境影響評価技術委員会委員長

亀 山 章 印

事務局（長野県生活環境部環境政策課 加藤）

定刻をまわりましたので、ただいま委員長さんがまだお見えになっておりませんが、10分ほど遅れるということで御連絡をいただいております。まだお見えになっていらっしゃらない委員さんもおられますけれども定刻となりましたので始めさせていただきます。

本日は、年度末のお忙しいところ御出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまから、長野県環境影響評価条例に基づく平成19年度第1回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます長野県生活環境部環境政策課の加藤慎吾と申します。

よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に本日の欠席委員の御報告を申し上げます。

片谷委員、花里委員から都合により御欠席との御報告をいただいております。

技術委員会の委員14名に対しまして現在の出席委員10名ということで、過半数8名の委員に御出席いただいておりますので、条例第37条第2項の規定によりまして、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

それから、念のため申し上げますが、この委員会は公開で行われ会議録も公表されることとなっております。

会議録が作成されるまでの間は音声そのものが長野県のホームページで公開されることとなりますので御承知おき願います。

なお、ホームページでの音声の公開、並びに会議録作成の都合上、御発言の際にはその都度お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。亀山委員長にはお見えになったところでごあいさついただくことといたしまして、事務局から資料の御説明を申し上げます。

事務局（環境政策課 横浜）

環境政策課環境審査係長の横浜寿一と申します。この4月1日付けの異動で環境政策課に参りました。前任者の宮尾同様、委員各位のお力添えを賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の資料についてはじめに確認をさせていただきまして、そのあと内容について御説明申し上げます。

本日の会議資料ですが、まず、本日御審議いただく「長野県環境影響評価技術指針（改正素案）」と「長野県環境影響評価技術指針マニュアル（改訂素案）」でございます。前回の会議の際、及びそれ以降にいただいた意見等を踏まえて修正したものでございます。委員の皆様には事前にメールで送信させていただいたものです。今回、事務局の不手際で実物をお送りできずにメールのみということで誠に申し訳ございませんでした。それから、委員の皆様には多数の御意見をいただきまして、その節も本当にありがとうございました。

それ以外の資料といたしまして、資料1として「平成18年度第4回長野県環境影響評価技術委員会会議における技術指針（改正素案）等についての意見と対応案」及び資料1の別紙、それから資料2といたしまして「技術指針の主な改正点」でございます。これらは本日初めてお配りしたものでございます。

それでは内容について説明させていただきます。

はじめに資料1を御覧ください。これは前回の技術委員会において各委員等から出された意見と

それに対する対応案をまとめたものです。

資料1の一つ目に「風力発電と鳥の渡りに関するマニュアル」について、中村浩志委員から「風力発電所の建設がアセス条例の対象事業になることを受け、鳥の渡りに関するマニュアルが必要ではないか」との御意見をいただいております。この意見に対する事務局としての対応案でございますけれど、技術指針別表第3の「動物」の「調査の内容」に、移動経路について追記し、それに併せてマニュアルの関連部分の記述も複数箇所変更させていただいております。また、新たなマニュアルの必要性についてでございますが、現在国において「風力発電施設と自然環境保全に関する研究会」を立ち上げて議論しているとのことですので、その結果も踏まえて今後検討していきたいと考えております。

二つ目でございますけれど、「史跡・文化財の表記」につきまして、「文化財保護法では「史跡」は「文化財」に含まれるので、環境要素としては「文化財」で十分ではないか」との意見が文化財・生涯学習課から出されてございます。またこれに関しまして花里委員から、「一般的にそれが受け入れられているかどうか、また「史跡」が「文化財」に入っていないという一般的な認識があるのなら、「文化財」に統一したとしても具体的にわかるような書き方をした方がよいのではないか」との御意見もいただいております。これに関しまして事務局の対応案でございますが、環境要素としての名称は文化財保護法の定義と整合を図り「文化財」とさせていただいております。なお、具体的な内容につきましては、マニュアルの「文化財」の冒頭の「考え方」に、史跡も文化財に含まれる旨が記載されておりますので、変更後も“「史跡」は「文化財」の対象外である”という誤解は生じないものと考えております。

それから2頁を御覧ください。「環境要素としての電波障害」でございますけれど、小澤委員から、「風力発電所の建設事業がアセス条例の対象事業として追加されるなら環境要素として「電波障害」という範疇が必要になってくるのではないか」との御意見をいただいております。また、これにつきましては亀山委員長からも「電磁波全体について何か考える必要があるように思う」との御意見もいただいております。この意見につきまして、信越総合通信局に聞き取りを行ったところ、次の2つの理由により電波障害につきましては環境要素として盛り込む必要はないものと考えております。「本県における風力発電建設計画は、主に住宅地のない山岳地での計画であり、テレビ電波の受信障害はほとんど発生しない」、「なお、発生する場合も、デジタル化に伴いその影響面積は1/10程度に縮小する」という話がございまして、電波障害は環境要素として盛り込む必要がないのではないかと考えております。なお、技術指針第3に基づきまして、事業特性、地域特性によっては「電波障害」など技術指針にない環境要素についても追加することが可能でございます。また、参考でございますけれど、技術指針にない「日照障害」について、過去の道路案件、木曽川右岸道路建設事業でございますけれど、事業者自ら調査、予測及び評価を行った例がございまして、

その次でございますけれど、「条例の対象事業、対象規模の明示」につきまして、梅崎委員から「技術指針やマニュアルの中でも対象事業や対象規模をわかるようにした方がよいのではないか」という御意見をいただいております。これにつきましては条例及び技術指針の改正後は、条例、施行規則、技術指針、このマニュアルと一体化した、例規集の作成を考えております。

それから、その次に標準項目の名称につきまして、小澤委員から「「標準項目」の名称は、型に嵌めてしまうという印象が残るので、「一般項目」あるいは「一般的項目」でよいのではないか」という御意見をいただいております。これに対しましては、「標準項目」は、国の改正前の基本的事項において使われた用語と同一の言葉ではありますけれど、本県では以前から「選定項目は、環境に対する影響の程度に応じて次のとおり分類する。」としており、国が標準的に選定すべき項目として使っていた「標準項目」とは定義が異なっております。また、マニュアルの「総論」に「重点化項目」、「標準項目」、

「簡略化項目」についての考え方を具体的に示しております。よって、「標準項目」の名称でも特に支障はないものと考えております。

次の3頁を御覧ください。「将来の状況の表現」について、環境保全研究所から「将来の状況は、予想や想定であり、「将来の計画」や「将来の状況予測」等の表現がふさわしいのではないか」との御意見をいただいております。これにつきましては、地域特性の把握に当たりましては、将来に関することであっても「事業者が対応可能な最大限の範囲であらゆる情報を把握する」という必要があると考えておりますので、限定的な表現ではなく、「将来の状況」ということにさせていただいております。

それから7番目でございますけれど、「生態系の定義」について花里委員から、「生態系の定義については一般に誤解されているだろうから、わかりやすい言葉で定義を書いた方がいいのではないか」という御意見をいただいております。これについては「生態系」の定義については、花里委員から御意見をいただき、マニュアルの「生態系」の冒頭の「考え方」に定義を記載させていただいております。

8番目でございます。「生物関係の用語の定義」につきまして、佐藤委員から「生物関係の用語の定義について、群落とか集団とか、統一されていない部分があるのではないか」との御意見をいただいております。これにつきましては、御指摘を踏まえ、生物関係の用語について今後整理を進めていきたいと考えております。また、「集団」と「群落」につきましては、「集団」は、並木や大径木・古木の集まり、例としては旧街道沿いの並木などを表す用語として、「群落」は、同一の立地で一定の単位性と個性をもって一緒に生育している植物種の集まり、例としてはヒノキ・マルバノキ群落などを示す用語として使っており、マニュアルの植物の記載も同様に整理させていただいたところでございます。

9番目の「事後調査」等の用語の整理につきまして富樫委員から、「事後調査」、「モニタリング」、「環境監視」という言葉が使われているが、使い分けとか定義はあるのか」という御意見をいただいております。「事後調査」と「モニタリング」については、調べたところ明確な根拠・定義による使い分けはされていないので、技術指針に合わせて「事後調査」に統一させていただきました。なお、「環境監視」につきましては、関係法令（水質汚濁防止法など）や住民との協定等に基づく継続的な調査のことで、「事後調査」と異なる意味で使用していましたが、そもそもマニュアルで述べることではないため関係する記述を今回削除させていただいております。また、それ以外の用語の統一に関しましては資料1の別紙を御覧いただきたいと思っております。

資料1の別紙、「技術指針及び同マニュアルの改正素案等における用語の統一について」でございますが、用語の統一につきましては基本的には技術指針の表記にマニュアルの表記を合わせるという考え方で統一させていただきます。

例えば変更前の「事業の特性」は変更後は「事業特性」、「地域環境の特性」は「地域特性」、「環境保全措置」は「保全対策」、これは条例上の用語に統一してございます。「代償に係る措置」「代償的措置」「代償のための措置」は「代償による保全対策」に変更させていただいております。「事業の一環として」は「事業の一部として」、「実施場所」は予備調査の段階までは「対象事業実施区域及びその周辺」予備調査以降は「対象事業実施区域及びその周辺区域」に変更させていただいております。「事業地」「事業区域」は「対象事業実施区域」、「影響要因が大きい」は「影響の程度が大きい」、「既存資料等」は「既存文献等」、「重点的に予測を行う」は「重点化して予測する」、「追加調査」「補完調査」は「補足調査」と、下記を参考にさせていただければと考えております。「モニタリング調査」は「事後調査」、これは先程説明いたしました富樫委員より整理の必要性が指摘されたところでございます。裏面を御覧いただきたいと思っております。「現地踏査」は「現地調査」、これにつきましても

下記を参考にしてください。「バックグラウンド騒音」は「暗騒音」、「バックグラウンド振動」は「暗振動」、これはそれぞれ塩田委員からの指摘を受けて変更させていただいております。「レッドリスト」「RDB」は「レッドデータブック」、「レッドリスト対象種」は「レッドデータブック掲載種」、これはそれぞれ環境保全研究所の指摘に基づいて変更させていただいております。「高等植物」は「維管束植物」、「注目種」は植物種の場合は「注目すべき植物種」動物種の場合は「注目すべき動物種」、「識別する」は「同定する」、「蝶類」は中村寛志委員の指摘を受けて片仮名の「チョウ類」、「非生物環境」「無機環境」は「非生物的環境」、「着眼点」は「着目する観点」、「カエル類といった種群」は「カエル類といった分類群」、「人と自然との触れ合い活動の場」は「触れ合い活動の場」、「里地的領域」は「里山地域」、「工事に伴う建設廃材」は「工事に伴う建設系廃棄物」に変えさせていただいております。「生物間の関係」は「生物種間の相互関係」、「環境単位間の関係」「環境単位の関係性」は「環境単位間の相互関係」、「環境区」は「環境単位」と、以上用語の整理をさせていただいたところでございます。

資料1の説明が終わりましたけど委員長がお見えになりましたので、委員長からひとことごあいさつを、それから進行をよろしく願いいたします。

亀山委員長

大変重要な会議に遅れてしまいまして申し訳ありません。早速でございますけれど、本日はこの会議で改正案につきましてまとめたいと思いますけど、今資料を説明いただいたわけですが、ここまで説明いただいた中で御意見御質問はございますか。

事務局（環境政策課 横浜）

資料2が一枚ありますので…。

亀山委員長

ではもう一つ資料2「技術指針の主な改正点」というのがございますので、これにつきまして御説明いただいたあと御意見をいただくことにしたいと思います。

事務局（環境政策課 横浜）

資料2を御覧いただきたいと思います。技術指針の主な改正点をまとめたものでございます。技術指針の改正素案と合わせてみていただければよいかなと思います。はじめに技術指針第4の1の(1)、事業計画の概要の策定のところですが青字の「策定に至るまでの過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について明らかにできるよう整理する。」という文面を追加させていただいております。この改正のねらいといたしましては、「客観性・透明性・わかりやすさの向上」を目的に「方法書作成以前の段階からの検討の経緯を明確にすることを明記」したものでございます。

それから第4の1の(2)予備調査のところでございますけど、青字の「なお、予備調査には過去の状況の推移及び将来の状況についての把握も含まれる」という文面を追加してございます。これにつきましては、「さらなる“ベスト追求”の推進」を目的に、「地域特性に関する情報の把握に当たって、その経時変化に考慮することにより、環境の変化に伴う手続の手戻りを防ぐとともに、長期にわたる事業等について、より適切な環境影響評価の実施」を期待し追加したものでございます。

それから技術指針の第5のところでございますが、「項目の選定に当たっては」と言い回しを変えて

ございます。また、分類は重点化項目、標準項目、簡略化項目、非選定項目の4区分とさせていただいており、選定根拠及び保全対策の内容が不明確な「一般的な保全対策で対応する項目」というものは削除させていただいております。

それから第5の4に手法選定に当たっての留意事項のところになりますが、「地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえること。」という項目を追加してございます。これも「さらなる“ベスト追求”の推進」を目的に、「調査手法の選定に際して、地域特性の経時変化に考慮することにより、環境の変化に伴う手続の手戻りを防ぐとともに、長期にわたる事業等について、より適切な環境影響評価の実施」を期待し追加したものでございます。

裏面を御覧いただきたいと思います。技術指針の第8の2の(2)の保全対策の検討に当たっての留意事項のところでございます。「代償による保全対策の効果及び実施が可能と判断した根拠を可能な限り具体的に明らかにすること。」という文面を追加してございます。これは「客観性・透明性・わかりやすさの向上」を目的に「代償による保全対策を講じようとする場合には、その効果及び実施が可能と判断した根拠を可能な限り具体的に明らかにすることを明記」したものでございます。

技術指針第9の1の(1)評価の方法のところでございます。「評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるように整理する」と、この部分は同じく「客観性・透明性・わかりやすさの向上」を目的に、「評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにすることを明記」したものでございます。

それから同じく第9の1の(2)、評価の方法のところでございますが、「評価に当たって事業者自ら照らすこととした目標等に係る考え方を明らかにするとともに」を追加してございます。これは「さらなる“ベスト追求”の推進」を目的に「環境保全のための目標を明らかにし、その達成度による評価を行うことを明記することにより、事業者自らがその姿勢をより明らかにすること」を期待し追加したところでございます。

それから第10の1、事後調査の目的のところでございますが、「並びに工事中又は供用後において保全対策の内容をより詳細なものにする場合」、それから第10の2、事後調査の項目の選定のところでございますが、「事業実施後に保全対策の内容をより詳細なものにする項目」を追加してございます。これは「さらなる“ベスト追求”の推進」を目的に「工事中又は供用後において保全対策の内容をより詳細なものにする場合について、事後調査の結果を踏まえて、より適切な保全対策の実施」を期待し追加したところでございます。

それから技術指針別表第3のところでございますが、「「動物」の調査内容に移動経路の状況の把握」について追記させていただいております。「鳥の渡りに対する影響を想定して追加」したものです。

それから同じく別表第3「「大気質」、「水質」、「土壌汚染」について、ダイオキシン類対策特別措置法に規定される環境基準をそれぞれ反映」してございます。これは「新たに制定された法令との整合」を図ったものでございます。

事務局の説明は以上でございます。

亀山委員長

ありがとうございました。三点御説明いただいたわけですが、はじめに資料の1で前回この場で頂きました意見、その後に各委員から頂いた意見に対して対応をこのようにいたしましたということで、資料1の御説明をいただいたわけでございます。二つ目が資料1の別紙でございますが、前回用語の統一が必要だということで、いろいろ御指摘いただいたことがございましたので、それに対してこの案のように用語の統一をするということでございます。それから今御説明いただきましたのは資料の2でござい

ますが、技術指針の主な改正点、主として客観性、透明性、わかりやすさの向上ということと、さらにさらなるベストを追求してアセスメントをより適切なものにしようという、そういった観点から改正点を練っていただいたのが資料の2でございます。

御説明いただいた点について御質問あるいは御意見ございましたらよろしくお願いたします。どこからでも結構です。

委員の方々とはある程度事務局からやりとりをしていただいておりますので、あまり御意見がないのかもしれませんがさらにいいものにしていってもらいたいと思います。御意見等ございましたら、よろしくお願いたします。

はいどうぞ、佐藤委員。

佐藤委員

佐藤です。資料2の第9ですけれども、「評価に当たって事業者自ら照らすこととした目標…」で「照らすこととした」は一般的に使われる言葉ですか。ちょっと難しい言葉かもしれませんね。

亀山委員長

これはわりと県庁ではよく使われる表現ですか。あんまり見ないですけど。

事務局（環境政策課 中島）

環境政策課、中島です。「照らすこととした」は平たい言葉では無いかと思います。実はこの技術指針の改正等の背景の一つである国のアセス法の基本的事項の改正の中で出てきた用語をここはそのまま使わせていただいております。ちょっとまた検討をしてみまして、例えば「明らかにする」ですとかより平易の言葉で意味が違わない表現があればそういったことも検討していきたいと思っております。

亀山委員長

国の方の基本的事項のところで作られた文章にこういう表現があったのですか。

事務局（環境政策課 中島）

基本的事項の改正、その改正を踏まえた主務省令の改正の中に出てきた表現です。

亀山委員長

もうちょっと日常的に使われるような表現の方がよろしいかなと思いますので、ちょっと検討していただければと思います。

事務局（環境政策課 中島）

すみません。先程の点についてもう一点ちょっと追加で申し上げますと、非常に漠とした言い方になっている一つの背景としましては、例えば水濁防止法の排水基準ですとか、そういった“法令上のこの基準をクリアすればOKですよ”というものをそのまま事業者が自ら目標とするだけではなく、より環境への影響を低減するために、こういう法律はないんですけれども、例えば“クマタカが餌となる動物を獲るための草原地域、事業区域内の草原地域を、この事業実施によっても例えば40%以上は確保する”だとかそういうような、自ら事業者さんが基準を設定できる、という意味合いも持たせまして、あ

まり基準ですとかそういうような言い方しますと“そんな根拠法令がないからそういう目標を掲げない”ということになりますので、自由にハードルを設定していただけるような、なおかつ今御指摘があったわかりやすい言葉というものをこれから検討していきたいと、追加ですが。

亀山委員長

要は達成すべき目標というようなものなんですね、ここは。意味としては。

事務局（環境政策課 中島）

はい。

亀山委員長

その他に何かございますか。

資料1の別紙の裏側のところで、下から三つ目のところに「生物間の関係」というのがありますが、これは変更後「生物種間の相互関係」となっていますが、「生物間相互作用」という言葉は生態学の用語ではあるんですけど、あえて生態学的な用語にしないで「生物種間の相互関係」の方がいいかなと思いますけど、一応そういう用語があることはあります。でもこの方が平たくてわかりいいかなという気がします。これでよろしいんじゃないですか。

はいどうぞ、佐倉委員。

佐倉委員

佐倉と申します。この資料1の別紙の裏側に「現地踏査」、「現地調査」というのがあるんですけど地質の方では、「踏査」と使っていて、「踏査」というのは自分で踏み行って調査することを「踏査」といって、「調査」の場合だったら他の、例えば「調査報告」という言葉があり得ると思うんですけどね。ですから「踏査」は「調査」に含まれるんですけども、「踏査すべき」という表現がもし出てきたときには現地に行ってきたと見てこいということになりますので、その辺の区別はあった方がちょっといいのかなという気がしました。

亀山委員長

難しいですね。分野によって使い方が違うんですね。地質の方は確かに調査に行くことを「踏査」に行くと、現地調査に行くときに「踏査」に行くって言いますよね。私らはどっちかという「踏査」というとなんとなく見て帰ってきて、「調査」というとちゃんと調査して帰ってくるという感じ。そういうふうにするんですね。「現地踏査」してくるというのはちゃんと調査行かないでさっさと行って見ってくる感じで。現地で調査したときは「現地調査」というんですね。結構分野によって違いますよね。そういう点では使われる場面によって変えるということも必要なことがあるんじゃないかと思いますね。要は統一なんだからどこに出てきても同じにしておこうということなんですね。確かに実質の先生方は、「調査」という言葉は普通に「調査」しに行くことに使うんですね。必ずしも統一しなきゃならないわけではなくて統一した方がいいところはした方がいいでしょうけど、そうでない場面があるということをお考えいただいた方がいいですね。そのような対応をさせていただきます。

佐藤委員

佐藤ですけど、先程、亀山先生が言われたんですが「生物間の関係」のところでは「生物間相互関係」の方がよいのではないのでしょうか。「種間」というのは他種との関係ですけども、同種でも広い意味で含めた方がいいと思います。「生物間相互関係」の方がいいのではないかと思います。

亀山委員長

そういたしましょうか。

はい、中村委員。

中村（寛）委員

農学部の中村です。先程の第9条のところの評価に当たってという、佐藤委員が質問されたところなんですが、この目標を最初に示すことは極めて重要でよい考えだと思うんですが、例えば「ある希少種のハビタットを残す」というのが考え方であって、「そのうち40%まで残す」となると目標になります。ここでいう「目標等に係る考え方」ということになりますとどこまで提示したらよいか、ちょっとはっきりしなかったので質問しました。

亀山委員長

これはどう考えたらいいでしょうね。

事務局（環境政策課 中島）

目標等に係る考え方という表現で御指摘のとおり目標そのものを、例えば40%は目標なんですが、希少種というようなことおっしゃられましたけども、生態系という環境要素の中で例えば、生物の食べる食べられるといった食物連鎖の上位に位置する...いわゆる上位種の40%ということであれば、何故その種を選んだのかというのが考え方になりまして40%というのはその目標でハードルとしては40%なんですが、“何故その種を選んだのか”、“では何故40%なのか、30ではなくて60ではなくて40なんですか”と、そういったものについても検討の経緯をできるだけ明らかにというのが今回の改正の一つの大きな柱ですのでそういったものが考え方というのに入るのではないかというふうに考えますが、ちょっと具体的に事例案件を扱ってないものですから、事業者側からこういった視点に基づいて出てきたものについて、見て行くなり御意見いただくなりでないといと少しわかりにくいですけど、そんなものを想定はしております。

亀山委員長

今の御説明だとどういう項目を目標に選んだかという問題と、目標値をどうしたかという問題、両方含むんですね、これは。何を目標にしたのかということと、どういう数値を目標値に選んだかという、両方含むのかな。この「目標等に係る考え方」というのは。

事務局（環境政策課 中島）

どちらかをとっていただいても。どちらも含んでいただいてもいいと。

亀山委員長

どういう項目を目標にしてるかという問題と、目標値をどのように考えるかという問題、両方含むん

だそうです。ここから読みとれといっても読みとりにくいが、考え方としてはそういうことなんですね。
はいどうぞ、梅崎委員。

梅崎委員

梅崎です。資料2ですが全体的なことでは内容等ではないんですが、例えば第9のところの文章を見ますと、「評価の方法は」という主語がきて、いろんな条件がきて、最後にまた条件が付け加えられている文章になっているんですね。同様に他の項目も、文の追加とともにだんだん長くなってきて少しわかりにくい文章になっています。これは、先程言われた法律上の文章とか県庁内の文章とかになるんでしょうけれど、例えば第9というのは「評価の方法は事業者が・・・配慮されている方法とする。保全対策についての検討は・・・を通じて評価に係る根拠及び・・・を明らかにできるように整理する。」ということではないかと思うんです。ですから、なるべく条件とその定義を分けた文章に、他のところも含めて修正できるのではないかなと思います。ここでは具体的には述べませんが。

亀山委員長

確かにそうですね。読んでみると何が書いてあるのか。「評価の方法は、保全対策についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者が実行可能な範囲内で、対象事業に係る環境影響が別紙に従いできる限り配慮されているかどうかを検討する方法とし、評価に係る根拠及び検討の経緯が明らかにできるように整理する。」英語にしると言われるとすごく苦労しそうな文章ですね。確かに今御指摘いただいたように、もうちょっと読んでパッとわかるようなというのが大事なことだと思いますね。

梅崎委員

このところは、「評価の方法は、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響が別紙に従いできる限り配慮されているかどうかを検討する方法とする。保全対策についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて評価に係る根拠及び検討の経緯が明らかにできるように整理する。」と。

亀山委員長

「保全対策についての検討を通じて」は、それはそれとしてやりなさいということで方法論なんですよ。ちょっとこれ短くしてわかりやすくした方がいいですよ。

事務局（環境政策課 横浜）

やはり前段と後段とでは、内容が違うかなと思いますので、前段部分は「方法とする。」というところで一回切った方がいいのかなという気がしております。後段の文面は、なお書きになるのかなという気がしておりますので、また案を検討させていただければと思います。

梅崎委員

何となく後から説明を追加したような文章になっていますので少し全体を通して考えていただければと思います。

亀山委員長

修飾している句が結構長いのがついてぶら下がっているから、全体としてわかりにくいのができてきているのでは。他もお読みいただいて少し意味が出にくいところは検討していただけたらありがたいと思いますが。

事務局（環境政策課 横浜）

わかりました。

亀山委員長

この資料1のいただいた御意見に対する対応については、これは、個々に委員の方とやりとりがあって出来上がったものですか。

事務局（環境政策課 中島）

メール等でやり取りをさせていただいた委員さんと、それから、今日初めてこの資料で御意見に対する対応案をお示しした委員さんと、両方いらっしゃいます。

亀山委員長

そうですか。ではそれぞれ、この資料1に関しては、御発言された方に限定することではございませんが、特に御発言された方が、意見の内容に対する対応案がこれでよろしいかどうかということを見ていただければよろしいかと思いますが。

はい、どうぞ。塩田委員。

塩田委員

塩田ですが、資料1の3番目の環境要素としての電波障害の対応策のところですが、信越総合通信局にいろいろ聞いているなかで、「本県における風力発電建設計画は、主に住宅地のない山岳地での計画であり、テレビ電波の受信障害はほとんど発生しないこと」となっていますが、これ将来大丈夫ですか。今は、大丈夫かもしれないけど。

亀山委員長

だんだん人は住むところが広がっていくかもしれないのだから...

塩田委員

環境影響による予測をすると影響評価が広がっていく可能性があるのではないのでしょうか。現状で、信越総合通信局は、大丈夫と言っているかもしれないけど、環境影響評価の方では、そうではないのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

亀山委員長

これは、どんなだったのですか。通信局に聞き取られた時のやりとりといたしますか。

事務局（環境政策課 中島）

環境政策課の中島です。昨年末に聞き取りに行った段階で、現在、県内で計画されています風力発電の建設計画なのですが、長野県におきましては、いわゆる海岸沿いといった風車に適した土地がございませんので、風況調査の結果等をみますと、やはり山の稜線ですとか、そういった所に...前回の技術委員会でも少し御説明ありましたが...立地が集中しておりますので、現段階では、いわゆるウインドファームといわれます、風車が何本も建っている周りに、今後住宅地が出来るような計画はないのではないかとということで、“すぐ近くに民家が無ければ、(電波障害は)ほとんど発生しないよ”というのを通信局から聞き取りまして、“実際に計画としてそういう場所があるのかないのか”というのは、そういった状況をもとに我々の判断でさせていただいております。

塩田委員

塩田ですが、信越総合通信局は、電波障害の影響範囲を、どの程度と考えているのですか。

事務局 (環境政策課 中島)

実際に見せていただいた資料ですと、基地局といいますか電波の発生源に対して、構造物の、いわゆる影になるような部分について影響が生じると。ですので、例えばこの県庁ぐらいの建物を構造物として考えた場合、今、皆さんの方から窓の向こうに旭山という山が見えますけれども、その山のちょうど付け根のあたりですかね。そのぐらいの。住宅地図で上から見た物を資料として見せていただいたんですけども、今ちょっと手元に無いのですけれども、住宅地図上で密集した宅地が10戸か20戸ぐらい密集したところを含むようなエリアが影となっております。今後、デジタル化の場合どうなるのかということなのですが、影としては短い影といいますか、構造物の方に寄った形で、エリアとして10分の1ほどにさらに縮まるというような説明でした。

塩田委員

そうですが...。環境影響評価の部局としては、信越総合通信局が言っていることをそのまま信用することですね。

事務局 (環境政策課 岩嶋課長)

実際に、私、ここに来る前に教育委員会におりまして、養護学校の建設がございました。それで、電波障害が起きまして、ケーブルテレビで代替措置をとったんですが、実はその期間が、アナログが終了するまでの期間ということで制限をつけてあるんですが、その時の見込みでは、今は20数件、電波障害が起きているのですけれども、ゼロになるということでございます。県庁ほど高くはありませんが、相当高い建物でして、現実には、風力発電施設の場合、電波障害になるもとがポールになるわけです。電波は屈折していくわけですから、本当に極小の部分になると考えられます。それで、相談を受けて、「これでいいんじゃないか」と言った経緯はございます。経験と電波の特性から考えれば、そんなに大きい影響は出ない。それと、現在の技術レベルでは、長野県の場合、平地に風力発電施設を建設する見込みは全くないと考えております。

亀山委員長

ちょっとこの、委員が懸念されていることと、対応とが少しずれているような感じがしますのは、委員が懸念されている、ここで言っている電波障害というのは、むしろ、今言われたような建物などが壁

になっていて、電波が来ないような電波障害のことを事務局は御説明されているんですけども、ここは、送電線が張られたりなんかすると、それによって起こる電波の障害というのがありますよね。そういうことについて懸念されているのではないかと思うんですね。建物の影になって電波が来ないような通常の電波障害ではない問題について、ここで御指摘いただいているのではないかと思いますね。確かに高圧線や何かの下というのは、いろんな電磁波の障害が起こるので。ですから、“風力発電の時に送電線を張ったりするとそういうことが起きませんか”という御指摘をいただいていると思いますが。それについてはどんなふうにご考えておられるのですか。ですよ、そういうことで御意見いただいているんですよ。

小澤委員

環境保全研究所の小澤でございます。今委員長が言われた点と、先程事務局の方から説明がありました点と、両面を考えて意見を出させていただきました。それで、前回の委員会の時にNEDOの影響評価マニュアルにしたがって当面やって、途中から（条例に基づくアセスに）乗り換えるような、そういう話もありましたが、私も電磁波というのは専門ではないのですから言い難いんですけども、そちらのマニュアルを見ますと電波障害というのは、どちらかというと標準的に評価すべき項目というふう書いてあったものですから、そうなりますと風力発電所というのを入れた時に、その扱いというのを、少し考慮しなくてはいけないのではないかとということで意見を挙げさせていただきました。

亀山委員長

NEDOの中にも入っているんだったら、当然あったっていいんじゃないかという考え方もありますよね。

事務局（環境政策課 岩嶋）

別にこだわるわけではありませんし、現実に調査をやって、問題の有る無し、それから結論も早く出るかと思えます。ただ、NEDOのマニュアルに（電波障害が）入っていたのはですね、...NEDOのマニュアルが出来た時は、デジタル化が進むってことを前提にしておりませんので、それよりはるか前に出来ていますので...そんな事情があるかと思えます。今おかれた状況と過去のNEDOのマニュアルができた時の状況が異なるということで、その結果かなと思えます。ただこだわることではありませんので、必要があれば行います。

亀山委員長

別に電波の障害はテレビの受信だけではなくて、ラジオもありますし、いろんなものがありますので、やっぱり、今御指摘いただいたような事について、もう少し反映させた方がよろしいのではないかと思いますけれども。そういうことでよろしいでしょうか。

小澤委員

はい。

塩田委員

入れておいた方がいいですね。

事務局（環境政策課 中島）

はい。送電線ですとか、いわゆる遮蔽以外の影響ですとか、そういったものについても調べた上で再検討させていただきたいと思います。

亀山委員長

よろしくお願いたします。その他何かありますでしょうか。

はい、どうぞ。

中村（寛）委員

農学部の中村です。第5の4に「地域特性を勘案するにあたっては…」というのが追加されていますが、これの目指す意味というのは、例えば植物の遷移があって、湿地帯があって、そこに珍しい植物があっても放っておくと、遷移が進んで乾燥化してしまうから、こういうものを考慮しなさいという意味もあると思うんですけど…

亀山委員長

すいません、どこですか。

中村（寛）委員

資料2の第5の4に追加項目として「地域特性を勘案するにあたっては…」というのが追加されると思うのですが…

亀山委員長

はい、わかりました。

中村（寛）委員

…それが“植物遷移を考慮してやりなさいよ”という意味なのか、それとも、もうひとつは、ある地域を事業前に調査して、事業後に事後調査するだけではなくて、“よく似た地域を対象区として調査して、その変化を比較するというような調査手法をやりなさい”ということまで含んでいるのかという質問です。

亀山委員長

なるほど、これは分野によって取り方が違って来るかもしれませんね。生態学の方は割と「地域特性は時間の経過に伴って変化する」といわれると、植生の遷移だとか、Succession（＝遷移）かなと思われるかもしれませんし。もうちょっと社会全体で見たときには、いろんなものがいろんなふうになるなととれるかもしれませんよね。これはどのように考えたらいいんでしょうか。

事務局（環境政策課 中島）

各環境要素、分野ごとに捉え方は様々だと思いますが、技術指針として順番にこの第5を読みますと、実際の技術指針の改正素案そのものを見ていただきますと、第4の2の（1）の環境影響評価

の項目の選定にあたって、この第5は詳しく述べている箇所になります。それでは、第4の2の(1)というのは何かということになりますと、方法書の次に手続上の書類として準備書が事業者側から提出されますが、そこに書かれるべき項目であるとか、その項目に係る調査、予測、評価の手法については、その選定に際して「地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえること」とありますので、私がこの流れで読みましたのは、一番には方法書で決めた項目だとか、方法書で決めた調査、予測、評価の手法についても、次の準備書が出るまでの時間的な経過の中で、例えばより良い手法ですとか、なんらかの環境の変化...新しい道ができるですとか、予想し得なかった災害が起きるですとか...そういうことをもとに時間の経過に伴って変化してくるということが、一番には入るのではないかと思っております。今、例えば、いわゆる生態系という環境要素の中で、他にも各分野ごとに時間の経過に伴って変えるべき点があれば、事業者自ら変えていただくなり、不十分なものがあれば、こういった技術委員会の方から指摘をいただいて知事として事業者に意見を言うというふうに、全体として技術指針の中ではそういう整理をさせていただきます。

亀山委員長

そういう点では、様々な、地域特性のいろんなものが変化するというを言っているんですね。特に何か、ということではないんですね。もちろん生態系も変わるかもしれませんが、思わぬところに道路ができて見える場所、視点場が変わってくるとか、ということもありますし、いろんな点が変わるかもしれないということを考えながらということを読みとっていただきたい。そういうことだそうですね。よろしいですか。

中村(寛)委員

はい。

亀山委員長

それで、今日は...。今これにつきまして御意見いただいたわけですが、机上に配布されています技術指針の改正素案、それから技術指針のマニュアル、これにつきましては、個々に委員から御意見をいただいているのに対していろいろと御検討いただいて修正してこられたわけですが、これ全部説明するのは容易じゃないので、とても出来ませんし...、ただ、これは皆さんメールでいただけてますよね。あんまりたくさんあったから私は全部プリントするのをやめちゃったんですけども、関係のするところは御覧いただいているんじゃないかと思しますので、これにつきまして何かお気づきの点ございましたら、全般的にどこでも構いませんので、御指摘いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

机上配布されている、資料の薄いほうの「長野県環境影響評価技術指針(改正素案)」というふうにして書いてある中の青字で書いた部分を抜き出したものが、先程御説明いただいた資料2の改正点ということですね。

事務局 (環境政策課 横浜)

はい、そうです。

亀山委員長

これについて、今御意見をいただいたということになります。

マニュアルにつきましては、2枚めくっていただいたところに序論がありますが、この序論のところに、いろいろ色分けについての凡例があって、赤字&二重取り消し線は「現行のマニュアルから削除する箇所」で、青字は「現行のマニュアルに追記する箇所」、水色の網掛け部分は「前回の技術委員会資料から内容が変更した箇所」、黄色い網掛け部分は「改訂に関するメモ」、黄色に赤字で書いてあるのは「関連する基本的事項の項目の番号を付記」、「委員」というのは「御指摘いただいた技術委員、県関係機関等の名前を付記」してある。ピンクで網掛けした部分は「日付またはページが未決定の箇所」ということで、以下、序論から順にマニュアルがまとめられているということになっております。

これはそれぞれ皆さんに、何日か前ですよ。しばらく前に送っていただいて、その後は特に御意見はいただいてはいないわけですね。

事務局（環境政策課 中島）

前回の3月23日の技術委員会の時に、事前に送付した資料をお持ちいただきまして、それについて4月10日までに...

亀山委員長

...はい、御意見いただきましたね。

事務局（環境政策課 中島）

...その期間にいただいた御意見等を反映させまして...

亀山委員長

...したものをまとめて、で、皆さんにこれ送りましたよね。

事務局（環境政策課 横浜）

今回送らせていただいた以降は、特にありません。

亀山委員長

...ですよ。これ（机上配布の素案）についての意見をいただいていない。“いただいた意見をもとにこう直しましたよ”というところまでが、今日、机の上にある資料でして、これは、事前にメールでは配信されているというものでございます。

大概メールでいただくと、後で印刷が来るのかなと思ってとりあえず見るけども、プリントしないでおこうというふうに...。私も2、3日前に県庁に電話をして「くれないんですか」と聞いてしまったんですけども。

はい、陸委員どうぞ。

陸委員

陸と申します。マニュアルの方の触れ合い活動の場のところですけども、メールでは見落としていましたけれども、15-3、15-4の予備調査項目の中の「触れ合い活動の状況」とありますが、「触れ合い活動の場の状況」だと思しますので、この「場」という言葉を入れておいていただいた方が統一性があ

るかと思います。

亀山委員長

これ前に、“場”の問題と“活動”の問題があるという話が、前回、確か陸委員が御指摘いただいたことですね。

陸委員

そうですね。ただ、調査項目ですので、「触れ合い活動の場」というのが項目としては統一されていると思いますので、この後の言葉としては「場」というのが入った方がいいかなと。

亀山委員長

なるほど。には「触れ合い活動の状況」と書いてあるけれども、右側の2つの欄では、どちらも「触れ合い活動の場の概況」というような表現をしているわけですね、そういう点では、ここは「触れ合い活動の場の状況」ということになるのかな。

どうでしょう。

事務局（環境政策課 横浜）

15-3ののところ、それから15-4ののところ、両方ですね。どちらも言葉が抜けていましたので、どちらも「触れ合い活動の場の状況」ということで訂正させていただきます。

亀山委員長

はい、そこはそんなふうにしていただきまして。

はいどうぞ、大塚委員。

大塚委員

大塚です。この後の場面というのは、このマニュアルについてですね、この場で意見を言う部分と、それ以後また意見を出させていただいてもよろしいのでしょうか。

亀山委員長

ちょっと、それについては事務局から御説明いただきたいと思いますが。今後、今日いただいた意見とかですね、あるいは、もうちょっと良く読んでから、もう少し御意見をいただくということがあるのかもしれませんが。

事務局（環境政策課 横浜）

今後のスケジュール的な話になりますが、とりあえず今日各委員から、御意見、また修正等いただいておりますので、事務局の方で、今日の御意見を踏まえまして修正したものを各委員の方に送らせていただく中で、それぞれまたメール等でやり取りさせていただければと思っております。そして最終的には、今回の改正につきましては、夏頃といいますが、風力発電に係る議会への上程という手続もありますので、夏頃には、指針については県報登載、告示の手続ができればと考えておりますので、それ以前の段階では、メール等の修正で、より良いものにしていくと、そういう中で意見を言っていただければ

ば、それも合わせていただいた意見を各委員の方に流すと、そのようにやっていければと考えております。

亀山委員長

あんまり先の方までいくわけではないのですが、それほど時間はタイトでもなく、御意見いただいてやりたいということです。

大塚委員

わかりました。それでは、この場でいくつかよろしいでしょうか。

亀山委員長

はい。

大塚委員

大塚です。「植物」のところで、マニュアルの 11-1 の部分ですね。真ん中あたりですが...「本県においては維管束植物...」とある続きで 2,500 を 2,900 に直したいということと、自然保護課さんのほうから 2,979 といった指摘もあるということで、どんな数字がいいかということはまた相談させていただきたいと思いますが、ひとつは、2,500 という数字は、これは種を、species を表して記載していると思います。2,900 とした部分につきましては種、亜種、変種も含めて 2,900 という数え方をしているのかなと思います。自然保護課さんから意見で 2,979 というのはレッドデータブックの中で長野県植物誌から取られた数字ということだと思います。これらの数字、いずれにしても、県内の在来種を対象としていまして、外来の植物を含めると、種、変種等含めて 3,200 くらいの数になるかと思います。で、この部分はですね、在来種というふうにするのか、外来種も含めて「3,000 を超える種類」という言い方をするのか、そこらへんのところは、また後日相談させていただきたいと思います。

それから 11-6 の一番最後の行、「種子植物、シダ植物以外の植物としては...」、「蘚苔」を消して「類」だけになっていますので、多分 11-1 に修正してありますように「蘚苔類」の「蘚苔」が多分抜けているかと思います。今のところ以上です。

亀山委員長

最初は 11-1 ですね。確かにこれ、厳密に書くとすると結構面倒くさいんですね。野生植物という言葉をまず入れるか、入れないかという問題もありますし、野生植物の中にも在来野生植物と外来野生植物がありますよね。そういうのを書いていくとかなりややこしくなるなと思うんですけど。

大塚委員

そうですね、書いていかないとすれば、「維管束植物だけでも、3,000 を越える種」...まあ、この種も、species と見るか、亜種、変種まで含めて種と見るかということもあるんですが...

亀山委員長

ちょっとそれでは、後で御相談いただくということでよいですかね。

大塚委員

はい。

亀山委員長

では、そうさせていただきます。もうひとつのことで、11-6の…。これ「蘚苔類」を青字にしなきゃいけないんですよ。

事務局（環境政策課 中島）

すいません。「蘚苔」というのが一般にはわかりにくいのではないかとということで「コケ」にしたのですが、やはり正確な定義に合わせるべきだということを関係機関からも御指摘いただきまして…その、戻し忘れになっておりました。11-6は“赤字の二重線”ではなく、“青字”で「蘚苔類」です。

亀山委員長

消し忘れたというより、直し忘れたということですね。はい、わかりました。

では、塩田委員。

塩田委員

3-14の四角の3の低減における黄色のところですが、まず水色のところに「緩衝帯創出による距離減衰の確保」というのがあります。これについて、私が、黄色の3行にわたって意見を書いた後に、事務局から「騒音と異なり、緩衝帯にただけでは低減しないが、新たに緩衝帯を設けたり、緩衝帯を広くするなどして距離がとれば効果があると判断しました。」と書いてきましたが、これは、非常に曖昧なので、私としては、削除して欲しいということをお願いしたいと思います。

亀山委員長

削除というのは…。え～と。

塩田委員

…というのは、3の低減の「緩衝帯創出による距離減衰の確保」そのものを削除していただきたいと…。

亀山委員長

これなんか、もうちょっと丁寧に書けば意味がわかるような文章にはなりませんか。削除するのも一案かもしれませんが、このことも低減として大事な保全対策になる”というようなことはないんですか。

塩田委員

振動で緩衝帯創出による…というのは、どういうイメージなのか、わかりにくいのですが。

亀山委員長

要は振動の距離減衰を言いたいわけですよ、ここでは。

事務局（環境政策課 中島）

はい。

亀山委員長

...ですよね。でしたら、振動の距離減衰を言えるような文章にするというのはどうですか。

塩田委員

ええ、それならそれで構わないと思います....。

亀山委員長

...消えちゃうと、何かそのことについて述べないことになってしまいそうですので、ちょっとどうですかね。

事務局（環境政策課 中島）

環境政策課の中島です。「緩衝帯創出による...」という頭出しでは、塩田委員のおっしゃるように、非常に誤解を受ける可能性が高いですので、また塩田委員に御相談願いながら、より良い記述に変えて行きたいと思います。よろしくをお願いします。

亀山委員長

そうですね。ということで、よろしいですか。

塩田委員

はい。

亀山委員長

では、梅崎委員。

梅崎委員

専門的なことではないんですけど、先程の例えば植物のところの 11-2 の図ですとか、その前の触れ合い活動の場の図にもあったんですが、「対象事業実施区域周辺」というのと「対象事業実施区域」というのがあり、わかりにくいので括弧で定義が書いてあるんですが、素直にこの括弧の中を前に出されたら良いような気がしたんです。最初の表には括弧が入ってるんですが、その次の時には、それを簡略化したような表現になっていますので、いわゆる区域周辺ということと区域ということがわかり難くなっています。ここに書いてあるように「区域を含む広域」の植物の概況だとか「実施区域とその隣接地」の何々というふうに統一したほうが良いと思います。

亀山委員長

要は、対象事業実施区域とその周辺を含む地域というのが言いたいんですよね。ここは。

梅崎委員

多分、他のところにもずっとかかってくるかと思いますが。

事務局（環境政策課 中島）

環境政策課の中島です。先程、資料1の別紙に「対象事業実施区域」というふうに揃えたいということでお示したのですが、その周囲ですとか...そのような言葉が、技術指針の中にも出ておまして、技術指針での言葉の定義というのを再確認しながら、より分かり易い形に統一できるものは統一していきたいと思っております。

梅崎委員

要するに、「周辺」と書かれていても、区域を含む広域ということイメージする人と、しない人がいると思うんですね。ですから、ハッキリと書かれた方がいいし、定義そのものをこういうふうにかかれた方がいいのではないかと思います。

事務局（環境政策課 中島）

はい。

亀山委員長

これは。要は対象事業実施区域及びその周辺なんですよ。ということでもいいんですよ。その時に「対象事業実施区域を含む広域」と言われると、すごく広くとっちゃう人もいるのかな。その辺はどうなんでしょうか。その下側は「対象事業実施区域とその隣接地」と書いてありますね。「周辺」というのと「隣接地」というのと「広域」というのとは“どう違うんだ”と聞かれたら、なんと答えればいいのか。んどう。

事務局（環境政策課 中島）

“まだまだ、統一とすべきところがあるな”というふうに感じております…。基本的には同じボックスの中に2つの書き方が存在しないような整理をしていきたいなと思っております。

亀山委員長

特に、調査の範囲の問題だから、かなりわかるようにしておいてあげないと、どのくらいまでが「周囲」で、どこが「隣接地」で、どこが「広域」なのか悩むと結構大変だなと思っております。

梅崎委員

それと同時に、「区域周辺」といった場合、区域を含むのか含まないのかということも明確ではないと思っております。

亀山委員長

ですからその場合は、「実施区域及び…」というような表現にしたほうがよろしいと思っております。このへん、もうちょっと親切に書いた方が使いやすいですよ。そんなことでいいですか。

はい、富樫委員。

富樫委員

富樫です。10の地形・地質の部分でお願いしたいと思います。一つはですね10-3のところですけども、予備調査の方法というのが表になっておりまして、調査方法にいろんな既存の資料文献が載ってまんですけども、きちんと見ると古い文献とか所属が法人化が進んで変わっているところがまだ残っておりますので、ここはまた細かいところを新しいものにしていただくようお願いしたいと思います。私の方からまた御連絡いたしますのでお願いします。それから、10-10のところなんですけど、ここで10-10の下の方に「地形と災害」の表がありまして、10-11の方には「地質と土地の安定性」というのが表になっているんですけども、いずれも参考ということで表になっているんですけども、これに関しては出典とかそういうものはないのでしょうか。ちょっと確認させていただきたい。

亀山委員長

二点、今御指摘いただいたんですけど、最初は、10-3の表の中で富樫委員御指摘いただいたように、ちょっと精査していただきたいと思います。もう一点は10-10から10-11に関しての参考で出されているもの、これ出典があるものは必ず出典をつけていただく必要があると思いますが、これはどうしたんでしょうか。独自に県庁で作ったわけでもない？何かから作ったのですか。

事務局（環境政策課 中島）

現行のこのマニュアルを作成した段階でおそらく出典が落ちていたと思いますので確認したいと思います。

富樫委員

もし出典がきちんとしているのであればそれでもいいんですけども、出典がなしであるとすればですね、この備考の説明が非常に細かな点でいくつもいくつもどうかと思う部分がたくさん含まれておりまして、新たなものとして作るのであればかなり細かく手を入れた方がいいと思いますので御確認ください。

亀山委員長

こういったものはかなり新しい知見が出てきてますので、ずいぶん前のものを持ってきていると結構間違っていることがあるかもしれませんので、出典を確認の上、今御指摘いただいたように、ことによると前のマニュアルを作ったときに、どこかが作ってくれたのだとしたらもう少し見直しとか、そういうことが必要ですね。ではそんなふうに対応していただきます。

はいどうぞ、佐倉委員。

佐倉委員

今日意見求められて気がつかなかったところなんですけど、8番土壤汚染だけになっているんですけど、おそらくこれ土壤汚染だけではなくて「土壤・地下水汚染」というか、複合したものとしてとらえた方がいいかなと思いますので、この場合土壤汚染だけに限定されるということはどういう意味があったのでしょうか。もともとこれは項目としてあったのですか。

事務局（環境政策課 中島）

いわゆる条例が成立したときには現在の環境要素の状態でした。一箇所、今回皆様にも御意見をいただきながら改正するまでに変わった点は、「低周波振動音」というものが環境省の定義の関係で「低周波音」に変わっただけで他の環境要素についてはこの技術指針、条例の施行にあわせて作成された時期から一度も変わっておりません。今お尋ねの「地下水」についてなんですが、「水質」の環境要素の中に（小区分として）「地下水質」が入ってまして、そういう整理におそらく作成当時から水質に含めるということになっていたのではないかと思います。

佐倉委員

その辺も含めてなんですが、要するに土壤汚染が地下水汚染の入口になるのかなという気もするんですね。その結果として、地下水が汚れてその水が運んで土壤が汚れてまたさらに中に入って地下水が汚れていくというそういう流れが一つにはあると思いますので、まああのその辺のところは確かに、そうですね地下水の方が水質の方でおっしゃってるから、...あそうか、水の問題はそっちでいいと。

亀山委員長

トリクロロエチレンだとかあいったものによる水質の汚染というのは、そういう場合土壤汚染と必ずしも言わなくて、もちろん土壤中を通してダイレクトに入り込みますよね。それはあまり土壤汚染とは言わないかもしれませんがね。言うのかな？

佐倉委員

そのところは考え方の問題といたしますか、この土壤だけがどうして取り出されたかということ、たぶん水じゃなくて土壤というものだという取扱いなんでしょうけども、物質といたしますか、...ちょっとそういうのが引かかりますのでもう一度私も考えさせていただきたいと思います。もちろんこれで今までの捉え方でそれ以上の不便さといえますか問題点がないということであればいいのかなと思いますけど。いずれにしろ関連するところでありますので、その辺の総合的な捉え方をどこかで示せばいいと思いますのでよろしくお願いします。

亀山委員長

その辺の切り分け方ね、六価クロムは土壤汚染だとか。

事務局（環境政策課 横浜）

基本的にこの分類は、当時条例を作った時には公害対策基本法、そのあと環境基本法になりますけど、典型7公害といたしますか、水質、大気、騒音、震動、悪臭、土壤汚染、地盤沈下ですが、そういう中で水と土壤汚染という分類に分かれ、次に地下水をどちらで整理するかという部分でいけば当時の考え方とすれば水質の方にとりあえず入れた方が素直なのかなと、いうことで今の整理になってきているかと思えます。

亀山委員長

いずれにしても、そこは結構難しいところで地下水の量の問題だとか水質の問題もあるし流出すると湧水となって、そのあたりが一番切り分けにくい部分ではあるんですね、環境要素として。

はいどうぞ。

梅崎委員

梅崎です。今のことですけれど、土壤汚染対策法というのができましたのでそれで独立して取り上げられているというのが一番大きいんじゃないかと思います。皆さん御承知のとおり、分析方法は水質分析の方法が基になっています。

亀山委員長

もういっぺんちょっとチェックしていただくということでもいいかと思いますので。

事務局（環境政策課 中島）

環境政策課の中島です。各環境要素の各論の一番最初冒頭に、…「前提」の「(1)考え方」というところにそのあたりが整理されているのかなというのが今回改訂作業をしながら思ったところです。例えば動物と植物、どちらも生態系の一部ですので非常に関連してくるような環境要素について、できればこの「考え方」の中で技術委員の先生方からいただいた意見で生態系のところはそういう形で定義を盛り込ませていただけてますけど御意見ありましたらまたお寄せいただければ、この中で交通整理といいますが、この県のアセス条例でいう環境要素の土壤汚染というのはこの守備範囲だよというようなものが、この冒頭の「考え方」を読めばわかるようなものにできればいいなと思っております。

亀山委員長

検討いただくというふうにさせていただきます。よろしいですか。

はいどうぞ、塩田委員。

塩田委員

塩田ですが、門外漢なのですが、14 景観の 14-7 ですが、「主要な景観資源の種類例」と書いてある分類が「自然的要素」「文化的資源」となっていますが、それ以外のものは対象にしないということですか。例えば普通の建物とか。というのは、さっきいろいろ議論となった風力発電の風車はこういう景観の中に入ってこないのでしょうか。

亀山委員長

どちらかという景観資源としてとらえる場合には、あまり含めない。

塩田委員

景観資源以外のものは対象にならないのですか。

亀山委員長

ここでの景観、資源性のある景観の要素について選んでるんですよね。

事務局（環境政策課 中島）

いわゆる影響を調べていく、どういう影響が与えられるのかという対象。…「保全対象」という言い

方を技術指針の中でしてますけど、守るべき景観といいますかそういったものの表が今の御指摘の表と考えております。

塩田委員

守るべき景観のところに変なものが入ってきた場合は、どうなるのですか。

亀山委員長

現に存在しているような変なものが、あ、それは確かにあるんですよね。そういう考え方というのが、つまり、環境にとってプラスに働いているものは当然あるけども、マイナスに働いているものはどうするのかという議論が確かにありますね。

塩田委員

その歯止めをどうするのですか。

事務局（環境政策課 中島）

今の分類ですと、例えば“風力発電の風車が非常にすばらしい景観で高原のランドマークである”と、そういうプラスのイメージととらえるのであればこの表として入ってくるそういう性質の表です。そこにその景観の質を下げるような影響があるとなりますと、この分類されている表に対する影響を与える影響要因という形で現在のアセスの中では整理されていくのだと思いますけれども。

亀山委員長

たぶんこういうことがあるかと思うんですよね。景観にとってマイナス要素として風力発電の塔が立ってたとしますよね。そうするとつまり景観を評価するときにあんな変なものが立っているのだからこいつを立てちゃっていいんじゃないか、というような話が出てくるかもしれない。そういうものをどう考えるかというようなそんなことですよね。なかなか難しいんですけど考え方としては確かにある。そういうことに対する配慮の仕方というのはありますね。

塩田委員

今後の課題ですか。

亀山委員長

例えば自然公園法で工作物の建設の許可を申請するときになんにもないところに建てるといわれると相当抵抗があるけど、いっぱい建物が建っているところにまた一つ追加されるのはあまり抵抗がないんですよね。そういう意味では変なものが集積しているところに新たに何か加わるというのはそれに対してあまり抵抗がなくなっちゃうのかなというのはありますけど、どちらかという保全対象を挙げて考えるというのがここでの基本的なスタンスだと思うんですけどね。ちょっと悩ましいと思いますけど。確かにおっしゃられることは考えに入れなきゃいけないことではあるんだけど、現実はどうするかというのは難しいとこですね。

中村（寛）委員

動物とか生態系に関してちょっと。私の以前指摘した意見については直してもらったのですが、まず今気が付いたことですが、動物の 12-8 頁です。これは私の専門ではないんですけど小型哺乳類の調査方法でトラップ法とあって「餌をつけた小型はじき罠」が上がっています。レッドリスト種の調査ではじき罠を用いると、次の日に見に行ったら全部死んでいるという状態になります。それで生息確認をするのはどうかなという気がします。最近あまりはじき罠を使わないと思います。それでなければ調査できないのか、下に書いてあるようなライブトラップで済むかどうか。特に長野県のレッドリスト種のカワネズミなんかの調査ですと、私共はコンサルの方にはじき罠はやめてくださいと言ったことがあるんです。それから、...全部言ってよろしいでしょうか。次の頁の 12-10 で、これ単に表現的なものですのでまたあとでメール等で連絡させてもらいますが、「チョウ」は直してもらったんですけど「蛾」もいわゆる昆虫類は片仮名です。それから「匍行性」の「匍」は昔こんなの使いましたけど「歩」という字が学会で一般的になっております。生態系の方で、13-9 頁、これは要望なんですけども 13-9 の表の「展開の方法」のところに「多様性」という言葉が結構使われています。この多様性の定義は、ここでいうと種の多い少ないというものなのか、それとももっと高度な定義なのかという質問です。他には「多様性」という言葉が出てないんですけども、ここでいう「多様性」とはこんなものだという定義を統一しておけばいいかとは思いますが。それであと最後の「主な既存文献等」というところで、昆虫関係をもうちょっと紹介したいなと思うんですけど、どの程度の内容まで紹介していいのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。例えば、学会誌レベルまで入れるのかとか、市販されているものに限るのかとかそういうことです。たくさんになって申し訳ないですけど。

亀山委員長

12-8 ですよ。これは確か今禁止されているんじゃないですかね。ネズミを捕るやつ「パンチュウ」といって、パーンはじけるとネズミがチュウといっって死んじゃうんですよ。あれは確か禁止されていて、ですから今ネズミの調査がすごく難しくなっていてライブトラップしか使っちゃいけないということになっているんですが、ちょっとそれ確かめていただけますか。

事務局（環境政策課 中島）

はい。調査についての留意事項の「総論」なんですけど。調査をやるといっても、調査によって環境に影響ができるだけ出ないようにとも書かれていますので、特に希少種等についてはライブトラップの採用を心掛けるようにというような書き方に、マニュアルを変えていきたいと思っております。

亀山委員長

ことによるといけないと言われちゃってるのが書かれているかもしれないので、その辺ちょっと注意していただきたいと思います。

事務局（環境政策課 中島）

はい、調べてみます。

亀山委員長

それから二つ目は 12-10 のところの「蛾」とか「匍行性」とかという、時々学術用語が見直されているのでたぶん、...これ文部省の学術用語かな、学会で決めてますかね...、御覧いただけるといいかと思

いますけど。農学関係は文部省で農学関係全学会、もう20年近くなりますか全学会で統一しようというので学術用語集というのが文部省でやったのがありますよね。そういうのに従ってやっていただくということでよろしいかと思います。それから13-9の生態系における多様性、確かにこれはわりと単純に多い少ないだったと思います。多様指数を出すとかそんな話じゃなくて。そんなことでいいんですよね、これは。

事務局（環境政策課 中島）

一般的にはいわゆる種が豊富であるかどうかということで判断したいと思います。

亀山委員長

そうすると外来種が入ってきてうんと増えるといいんじゃないか、とかよけいな問題となるんですけど、これ一般的には在来のものに対してなんですけど。よろしいですか。もう一つは文献ですよ。主な既存文献ということでこの文献を挙げていただけるのであれば、どういう範囲で考えるかということのついてちょっとリストアップしたときの基本的な考え方があると思うんですが。

事務局（環境政策課 中島）

マニュアル資料編の「主な既存文献等」の表紙のところに記載してございますとおり、主に予備調査の際に参考としていただくものを載せてあります。ですのでかなり専門的、例えば動植物ですとある分類群に特化しているものでなく、ざっとその地域の動植物の概況がわかるような程度のものということで、取りまとめた一覧ということになっています。入手についてもあまり専門的な学会誌になりますと、なかなか予備調査の段階で事業者の方がそれを参考文献として手に入れるというのは難しいものもあるかと思うので、基本的には図書館ですとかそういったところで調べれば手に入るような程度のものということで考えております。

亀山委員長

ということだそうなんですけど、何か御意見ございますか、それに対して。もうちょっと別の視点からも入れた方がいいのではとかございますか。学会で出しているすごくいいものとか。それは個別にお出しいただいて県で相談していただくということでいいですね。そんなふうにさせていただきます。

分類されているんですね、総論、各論。各論は制度・計画、マニュアル…。大塚さん、植物には長野県植物誌は載ってないのかな。資-9,10あたり。載っている？無いみたいですね…あるのかな。長野県内の植物研究者が総力を挙げて作ったんだけど…。11の真ん中辺？…ありました。これ著者が書いてないからわからないんだ。

事務局（環境政策課 中島）

環境政策課の中島です。「主な既存文献等」は現行の製本されたマニュアルとは別冊といたしますが、プリントアウトしたものを綴じてあるという形で現在あるんですけども、かなり内容としてはちょっと古いもので、今の環境要素にはない、例えば植生ですとかそういった見出しで分けられていたものを、とりあえずそのまま送付して意見照会しまして、いただいた御意見を元に加筆をしている段階です。最終的にはわかりやすく各環境要素ごとに最終的にまとめてもう少し見やすくしたいと思っております。

亀山委員長

なんかお気付きの点がございましたら御指摘いただければと思います。よろしく申し上げます。
はいどうぞ、梅崎委員。

梅崎委員

梅崎です。ちょっと細かい点ですが資料1の総論のところ。備考欄に5年ごと更新というのがあります。この表記は他のところにもあるんですけど、古い文献のままになっているのがいくつかあることに気付きました。何箇所か複数あります。次の資料2のところの真ん中のところにありますし、資料4のところにもあります。

亀山委員長

5年ごと更新なのに98年のものが5年ごとに更新されていない。意外とないのもあるんですね。その辺チェックしていただいて、特に更新されているはずのものが更新されていないのもまずいかもしれませんのでもう一回チェックしていただいたらいいかもしれないですね。

さっきの長野県植物誌のことで、書く順序が資料名、発行年、編著者、発行所があるんだけど、そこがちょっとずれてたりするんですね。信濃毎日新聞社は発行所で、編著者は長野県植物誌編集委員会でしたっけ、だからちょっとこの書き分け方をもう少しチェックしていただいた方がいいかと思いますね。

事務局（環境政策課 中島）

元々の既存文献の整理では「問い合わせ先」という欄になっておりまして、例えば今は既に課の名前が変わったりしてますので、今後もそういう可能性もありますので、例えば図書館に行って事業者が調べるときに資料として変動を加えなくても最もわかりやすいものは著者なり編者、それから出版社があればその出版社がわかるというのが好ましいのではないかということで、今回欄を二つにしまして関係各課等に照会しました。その回答を盛り込んだ状態のものということになっています。

亀山委員長

ただそのときに、例えば生活環境部の環境自然保護時代に作ったものは、編著者はやっぱり環境自然保護課だからそれを環境政策課に改めるわけにはいかないですね。だから、そのものに対する問い合わせ先というふうにしなくて、あくまで問い合わせ先がわからなければ例えば環境自然保護課が環境政策課になったんだから環境政策課に行けばわかるんでしょうから、あくまで編著者だとか発行所だというのを発行されたときのものをそのまま書いておいていただいた方がの方が探しやすいと思うんですね。というふうにやっておいた方がいいと思いますけど。例えば資料の1頁を見ると、上から四つ目かな、長野県環境影響評価制度関係例規集1999年のものだとすると、まだ環境自然保護課ですか。だったらそうしておいていただかないとその時代にそんなものなかったといわれると混乱しますよね。

事務局（環境政策課 中島）

ピンク色になってますのは今回御協力いただきまして、晴れてマニュアルが改訂されると、環境政策課が2千何年に出した…。

亀山委員長

2千何年の方は環境政策課でいいけど、99年のものをここに載せるのだったらこれは環境自然保護課ですね、というふうにあくまで編著者、発行所を現実に書いていただいた方が見やすいと思いますので。その辺ちょっと精査しておいていただければありがたいですね。その他に何かございますか。

もう一度これ持ち帰ってお読みいただいて、近日中に御指摘いただけることがあれば御指摘いただくということでもよろしいですか。この場で全部細かく読んでいただくと大変だろうと思いますので、そんなような対応をさせていただければと思います。何かこの場で御発言いただくことございますか。そうしましたらこれにつきましてはお気付きの点がございましたら、いつまでかということを経理局から言っていたらそれによって...どういたしましょうか。

事務局（環境政策課 横浜）

それでは今日いただいた意見また修正と、各委員で見ていただいて新たに気付いた点をまたメール等で事務局の方へ連絡していただければということで、期限的にはとりあえず目処がないとまた返すのがありますので、今月いっぱい、5月いっぱいを目処にまたそれぞれ気付いた点そういうものを事務局の方へ入れていただければと思います。それをまた検討させていただいて、また6月になるかと思えますけど修正案ということで各委員へ送らせていただきたいというように考えております。よろしく願いいたします。

亀山委員長

今御説明いただいたように今月末まででいいですか。なんかのんびりしてますね。

事務局（環境政策課 横浜）

じっくり見ていただいて、よろしく願いいたします。

亀山委員長

そうじゃなくて、一般的に長いと誰も読まないよ。大丈夫かな。皆さんまじめだから1か月読んでくれるかもしれないけど。ではそういうことで5月末までにお気付きの点を事務局の方にお寄せいただいてそれを元に事務局でお直しいただいたのを、...これは個別にやり取りしていただけるわけですね。そうしていただけるということで、最終的にはどうなりますか。もう一回開くということではなくて、もうそこで事務局との間でやり取りしていただいて煮詰まったところで最終的に私の方に御一任いただいて良しとするというようなやり方でよろしいですか。もう一度集まった方がいいですか。よろしければ御一任いただいてまとめさせていただくようにしますけれど。いいですかそれで。そんなふうにさせていただきます。その他、本日御用意いただきましたこの技術指針とマニュアルの改正につきましてはそんなようなことで進めさせていただきます。その他につきまして何か事務局からございましたらお願いします。今後の案件とかございますか。

事務局（環境政策課 横浜）

今後の案件の見込みについて御説明いたします。これは前回の3月23日にも申し上げましたけれど、昨年の4月から6月頃に方法書を御審議いただきました、一般国道474号三遠南信自動車道青崩峠道路の準備書が、夏頃、提出される見込みでございます。

それから、ごみ焼却施設建設事業という案件が考えられると、まだ具体的に俎上に載ったわけではございませんけれど、ごみ焼却施設の案件が考えられるというような状況です。事務局からは以上でございます。

亀山委員長

その他何か委員の皆さんからこの場で御意見等御発言ございましたらよろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。特にございませんようでしたら、以上を持ちまして本日の会議は終わらせていただきます。どうも御協力ありがとうございました。

事務局（環境政策課 横浜）

どうもありがとうございました。

司会（環境政策課 加藤）

どうも長時間にわたりありがとうございました。